



事 務 連 絡
平 成 2 4 年 5 月 1 1 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における7対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、今回の改定において施設基準の一部が見直された7対1入院基本料については、下記のとおりと致しますので、その取扱いに遺漏なきよう宜しくお願い致します。

記

平成24年3月31日時点において一般病棟入院基本料の7対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の7対1入院基本料又は専門病院入院基本料の7対1入院基本料の届出を行っている保険医療機関であって、平成24年度診療報酬改定による施設基準（平均在院日数及び看護必要度）の見直し後の施設基準を満たすものとして、改めて7対1入院基本料の届出を行うもの（経過措置により引き続き7対1入院基本料を算定するものとして届出を行うものを除く。）については、4月1日に遡って算定するための提出期限は、5月31日（木）までとすること。